

問 1 石岡市役所本庁舎 2 八郷総合支所 TEL 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

おしらせ
全国一斉
情報伝達訓練

▼地震や台風、武力攻撃などの非常事態に備え、全国同時警報システム（Jアラート）を用いた全国一斉情報伝達訓練を実施します。

日時／12月4日（木）午前11時
情報伝達手段／①防災行政無線②メールマガジン③ホームページ
放送内容／市内に設置している防災行政無線では、次のように放送します。

♪上りチャイム
「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、ぼうさいいしおかです」
♪下りチャイム

※全国同時警報システム（Jアラート）とは、国民保護情報・特別警報・緊急地震速報などの緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

問 1 防災対策課
TEL 23・7284

今年も残り、あとひと月。年末年始のごみ収集をチェック！

問 1 生活環境課（TEL 23-7301）・2 総務課（内線 1338）

コース	年末最終日（回収物）	年始開始日（回収物）
石岡地区 A コース（燃えるごみ月・木）	12月30日（木）（燃えるごみ）	1月6日（木）（燃えるごみ）
石岡地区 B コース（燃えるごみ火・金）	12月27日（金）（燃えるごみ）	1月6日（木）（無色びん）
林・小桜・高友・金指・片野	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）
恋瀬・瓦会・長堀・八重	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）
張間・パセオパルケ・南山崎・園西・宿山崎・柴間・富士ハイランド	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）
上記以外の園部	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）
細谷・上青柳・下青柳・原押越・加生野・須釜・小幡・葦穂・柿岡（新地）	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）
柿岡（新地を除く）	12月28日（土）（プラスチック）	1月4日（土）（ペットボトル）

ごみの自己搬入

石岡地区にお住まいの皆さん

自己搬入は12月27日（金）午後4時30分まで

搬入先／霞台厚生施設組合環境センター
（小美玉市高崎1824-2）

電話番号／26-0246

八郷地区にお住まいの皆さん

自己搬入は12月28日（土）午前11時45分まで

搬入先／新治地方広域事務組合環境クリーンセンター（かすみがうら市上佐谷31-1）

電話番号／59-4649

し尿汲み取り

両地区対象

（有）城東クリーンサービス TEL 26-5244

（有）石岡衛生 TEL 26-4594

石岡興業（株） TEL 23-4149

石岡地区対象

（有）環境保全 TEL 24-3106

八郷地区対象

（有）八郷衛生 TEL 44-0151

小松崎運輸（有） TEL 44-1004

（有）博愛社 TEL 46-4453

広告掲載欄

広告掲載欄

スマホで確定申告 ID & パスワードの登録・発行会

12月16日(月) 午後1時30分～3時30分

場所：石岡市役所本庁舎メロディアスホール

12月19日(木) 午後2時～4時

場所：八郷総合支所 103 会議室



▶土浦税務署職員が市役所に出張してID & パスワードの登録・発行会を行います。給与所得や公的年金所得・医療費控除やふるさと納税などの所得控除が24時間スマートフォンで申告できます。ID & パスワードは一度登録・発行すれば翌年以降も使用可能です。

必要書類：運転免許証など本人確認書類

☎1 税務課 Tel 23-5584

お知らせ

償却資産の申告 をしましょう

▼償却資産とは、事業を行っている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品などのことです。

令和2年1月1日現在で償却資産を所有している人は、1月31日(金)までに申告する義務があります。この申告に基づき令和2年度の固定資産税(償却資産)を算出します。

申告が必要な人

- ・令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
 - ・令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
- 申告期限／令和2年1月31日(金)
申告方法／平成31年度に申告をした人は、1年間の償却資産の増減を申告。ただし、平成31年度に電算申告をした人や、事業を始めた人、新たに申告する人は、1月1日に所有しているすべて

の償却資産を申告。

※昨年度に申告した人には、12月中旬頃に申告用紙を郵送する予定です。新たに申告する人や申告用紙が届かない人は、ご連絡ください。

☎1 税務課 Tel 23・7295

お知らせ

家屋を取り壊し たらご連絡を

▼固定資産税は、1月1日時点で土地・家屋を所有している人に課税されます。年内に家屋(居宅・店舗等)の取壊しの確認ができませんと次の年度も課税されてしまいます。家屋を取壊した場合や家屋の用途を変更した場合は、お早めにご連絡ください。

☎1 税務課 Tel 23・7295

確定申告

土浦税務署から のお知らせ

令和元年分の確定申告会場さん・あぴお(土浦市大畑1611)

開設期間／令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

※上記期間以外は、土浦税務署庁舎では確定申告会場は設置しておりません。

※確定申告書は、パソコン・スマホ・タブレットからも国税庁ホームページで確定申告書作成コーナーで簡単に作成できます。

確定申告決算説明会

▼決算の仕方や決算書等の書き方、消費税軽減税率制度に対応した経理の仕方などについて説明します

① 農業所得を有する白色申告者
日時／12月16日(月)
午前10時～11時30分

② 農業所得を有する青色申告者
日時／12月16日(月)
午後1時30分～3時

③ 営業所得を有する白色申告者
日時／12月17日(火)
午前10時～11時30分

④ 営業所得を有する青色申告者
日時／12月17日(火)
午後1時30分～3時

①～④共通

会場／土浦合同庁舎3階第1会議室(土浦市真鍋5-17-26)
☎土浦税務署

Tel 029・822・1100
※自動音声案内で2を選択

広告掲載欄